

VAT [付加価値税]

英国におけるタックス・フリー・
ショッピング



**HM Revenue
& Customs**

Japanese

通知 704/1

英国におけるタックス・フリー・ ショッピング

2012年1月

本通達は通達704/1（2004年9月）を取り消し、
またそれ取って代わるものとします。

目次

1.	はじめに	1
2.	タックス・フリー・ショッピングとは何ですか?	1
3.	私もこの制度を利用できますか?	1
4.	この制度は私が購入する物品すべてに適用されますか?	2
5.	タックス・フリー・ショッピングの方法は?	3
6.	物品はいつまでに輸出しなければなりませんか?	4
7.	欧州連合を離れる際には、何をしなければなりませんか?	4
7.1.1	英国を出発して欧州連合域外の目的地に向かう場合:	4
7.1.2	英国を出発して欧州連合域内の目的地に向かう場合:	4
7.1.3	英国を出発し、欧州連合域外に出る前に別の欧州連合加盟国で 飛行機を乗り換える場合:	4
7.2	還付請求書の提出方法	5
8.	問題やその他の事情	6
9.	重要事項	6

1. はじめに

この通達は、英国（UK）でタックス・フリー・ショッピング（または VAT Retail Export Scheme [VAT小売輸出制度]）を実施している店舗から物品を購入した場合、税還付をどのようにして受け取ることができるかについて説明します。

2. タックス・フリー・ショッピングとは何ですか？

英国では多くの物品やサービスに付加価値税（VAT）がかけられています。タックス・フリー・ショッピング制度を利用すると、旅行者は欧州連合（EU）を離れる際に、欧州連合域内で購入し本国に持ち帰る物品に対する付加価値税の還付を受けられます。この制度は、サービスにかけられた付加価値税には適用されません。

大抵の店舗や還付代理店は、タックス・フリー・ショッピング制度の使用に当たって手数料を請求します。その場合、手数料は還付される付加価値税額から差し引かれます。

3. 私もこの制度を利用できますか？

もしあなたが・・・	以下の条件を満たせば制度を利用できます。
海外からの訪問者である場合。	<ul style="list-style-type: none"> • 本国もしくは居住国が欧州連合域外にあり、更に • 当該商品を購入した月から起算して三ヶ月目の末日までに、当該商品を持って欧州連合域外に出発する予定がある場合（第6節を参照）。
<ul style="list-style-type: none"> • 英国で就学もしくは就労している国外居住者である場合、または • 欧州連合域内の居住者である場合。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該商品を購入した月から起算して三ヶ月目の末日までに、当該商品を持って欧州連合域外に出発する予定があり（第6節を参照）、更に • 欧州連合域外に最低でも12ヶ月滞在する予定であることを証明できる場合。

これらの条件を満たす場合には、欧州連合を離れる際にパスポートやビザなどの書類を店員や税関職員に示して、それを証明しなければなりません。出国の際にこれを証明できない場合には、還付請求は承認されません。

4. この制度は私が購入する物品すべてに適用されますか？

いいえ。全ての店舗でタックス・フリー・ショッピングが利用できるわけではありません。物品を購入する前に確かめてください。

付加価値税を払った物品全てに対してタックス・フリー・ショッピング制度が適用されますが、以下のものは除外されています。

- 欧州連合域内で使用した、もしくは使用しかけの物品（例えば香水やチョコレートなど）。
- 自動車やモーターボート。
- 事業用に輸出される£600ポンド以上の価値の物品（このような物品に関しては、用紙C88を使う必要があります）。
- 貨物として輸出される物品や輸出許可が必要な物品（骨董品を除きます）。
- マウントされていない宝石類や金銀地金（125グラム、2.75トロイオンス、もしくは10トウラを超えた場合）。
- インターネット販売を含む、通信販売で購入した物品。
- ホテル宿泊料金などのサービスに関する料金。

5. タックス・フリー・ショッピングの方法は？

ステップ	詳細
1	まず、タックス・フリー・ショッピング制度を取り入れている店舗を見つけてください。物品を購入する際には、本人が店舗にいる必要があります（他の人が支払いをしても構いません）。
2	店員にタックス・フリー・ショッピング制度を使いたい旨を伝え、パスポートや本国発行の身分証明書を提示してください。
3	店員に制度の説明を求めてください。 以下の点を確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値税還付の方法。 ・ いつ還付を受けられるのか。 ・ 手数料はいくらか-これは還付請求用紙に記載されているはずですが。 タックス・フリー・ショッピング制度を利用できること（第3節を参照）および何をしなければならないかを理解したことを確認してください。
4	店員から請求用紙を受け取ってください。 店員の前で、付加価値税還付請求用紙の顧客欄に必要事項を記入し、署名してください。 請求用紙には本人の署名が 必要 です。この規則が適用されない唯一の例外は、障害に直接関連した理由で本人が署名できない場合のみです。
5	店員もまた、あなたが店舗にいる間に請求用紙に必要事項を記入し、署名しなければなりません。税関職員にスタンプを押してもらった請求用紙を送り返す、料金納付済みの封筒を渡されることもあります。
6	欧州連合を離れる際、以下を税関職員に提示してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 還付請求用紙（および返信用封筒） ・ 購入した物品 ・ 全てのレシート レシートだけでは付加価値税の還付は受けられません。

6. 物品はいつまでに輸出しなければなりませんか？

当該物品を購入した月から起算して、三ヶ月目の末日までに購入した物品を輸出（つまり、欧州連合域外に持ち出す）しなければなりません。

例えば物品を2月3日に購入した場合、5月31日までに購入した物品を輸出しなければなりません。

7. 欧州連合を離れる際には、何をしなければなりませんか？

欧州連合域内で、税関職員による請求用紙の検査を受け、スタンプを押してもらわなければなりません。帰国してからこの手続きをとることはできません。

7.1.1 英国を出発して欧州連合域外の目的地に向かう場合

英国の税関職員に、購入した物品、レシートおよび還付請求用紙を提示してください。当該物品がチェックインの際に預ける荷物に含まれている場合には、それらを**チェックインの前に**税関に提示しなければなりません。詳しくは、第7.2節を参照してください。

7.1.2 英国を出発して欧州連合域内の目的地に向かう場合

訪問先の欧州連合加盟国の税関職員に、購入した物品、レシートおよび還付請求用紙を提示してください。物品の輸出期限は、訪問した国の数に関わらず、同じです。

7.1.3 英国を出発し、欧州連合域外に出る前に別の欧州連合加盟国で飛行機を乗り換える場合

購入した物品、還付請求用紙およびレシートを以下で提示してください。

- 当該商品がチェックインの際に預ける荷物に含まれている場合には、チェックイン前に英国の税関職員に提示してください。詳しくは、第7.2節を参照してください。
- 当該商品が機内持ち込みの手荷物に含まれている場合には、最終の欧州連合加盟国の税関職員に提示してください。

7.2 還付請求書の提出方法

ステップ	詳細
1	<p>港や空港に十分な時間を見越して来てください。付加価値税還付請求書の提出の長い行列ができていることもあります。</p> <p>ヒースロー空港では、時間を節約するために、税関職員にスタンプを押してもらう前に、付加価値税還付デスクで請求用紙を確認してもらうことができます。</p>
2	<p>空港や港の付加価値税還付デスクに、購入した物品と還付請求用紙、レシートを持ってゆきます。この際、請求用紙に必要事項が全て記入されていることを確認してください。輸出する物品全てのレシートを持っていなければなりません。</p> <p>職員がいない場合には、以下の方法をとってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 備え付けの電話で職員に連絡を取り、何をすべきかの助言を得る。もしくは、 • 明確に表示された税関用ポストがある場合には、ポストに請求用紙（および封をしていない封筒）を投函する。
注意	<p>還付請求用紙を職員に提出するということは、以下を宣言するということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自分にこの制度を使う資格があること。 • 全ての物品を欧州連合域外に輸出すること。 <p>もしこれを証明できない場合には、フライト（もしくは出航）を逃すことも、税関に物品を押収されることもあります。</p> <p>虚偽の申告をすることは、重罪です。</p>
3	<p>税関職員は、全ての条件が満たされていると認めると、還付請求用紙にスタンプを押します。</p>
4	<p>検査され、スタンプが押された請求用紙を以下宛に投函してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 店舗、もしくは • 民間の還付代理店。 <p>これらの業者が還付を行います。住所は請求用紙に記載されています。（税関のポストに請求用紙を投函した場合には、税関職員が用紙を適切な宛先に送付します。）</p> <p>還付は、あなたと店舗が同意した方法で行われます（第5節を参照）。</p> <p>その場で、現金で還付を受けられることもあります。この場合、業者が請求用紙を検査した上で、保管し、あなたが英国を離れる前に現金で払い戻しを行います。これには手数料がかかります。</p>
5	<p>合理的と思われる期間内に還付がなされない場合には、当該店舗までお問い合わせください。</p> <p>HM Revenue and Customs [英国歳入税関庁]やUK Border Agency (UKBA) [英国国境局]には問い合わせをしないでください。</p>

8. 問題やその他の事情

もし・・・	その場合には、
購入した物品を、返金や交換のために店舗に持ち帰るのなら・・・	全てのレシートと付加価値税還付書類を持ってゆかなければなりません。 店舗側は、 <ul style="list-style-type: none"> 返金した物品に関する記入事項を削除するか、 付加価値税還付書類を取り消し、新しい書類を発行します。
この制度を使って購入した物品を英国に残してゆくと決めたら・・・	残りの持ち出し物品と共に請求用紙を税関に提出する前に、残してゆく物品を棒線で消さなければなりません。
還付請求用紙をなくしてしまったら・・・	店舗に代替りの書類の発行を依頼してください。 後に原本が見つかった場合には、それを破棄してください。

9. 重要事項

- あなたと店員は、**あなたが物品を購入した時に**、付加価値税還付請求用紙に必要事項を記入して、署名しなければなりません（第5節を参照）。
- 欧州連合を出発する際には、十分な時間を見込んでください（第7節を参照）。
- 欧州連合を離れる時に、税関職員に購入した物品と、レシートおよび付加価値税還付請求書を提示する準備ができていなければなりません。これらが提示できない場合には、還付は受けられません（税関職員が見当たらない場合の対策に関しては、第7.2節のステップ2を参照してください）。
- 還付額から、恐らく手数料が差し引かれます（第2節を参照）。物品を購入する**前に**、手数料がいくらなのかを確認してください。
- 締め切りまでに物品を輸出しない場合には、還付は受けられません（第6節を参照）。
- 還付請求用紙は、**欧州連合域内で**検査を受け、スタンプが押されなければなりません。渡航先の国でこの手続きを行うことはできません（第7節を参照）。

あなたの権利と義務

納税者憲章 (Your Charter) では、納税者が私どもに対して何を求めることができるのか、また納税者に求められていることが説明されています。より詳しい情報は www.hmrc.gov.uk/charter をご覧ください。

ご意見やご提案はありますか？

本通達についてご意見やご提案がありましたら、以下まで書面にてご連絡ください。

HM Revenue & Customs
VAT APPS Compliance Policy
1NW Queens Dock
Liverpool L74 4AA

この住所は、一般的なお問い合わせの場合には使用できませんのでご了承ください。

一般的なお問い合わせは、ヘルプライン (**0845 010 9000**) までお電話願います。

不満に思われる場合には

(例えば遅延やあやまりなどがあったため) HMRC [英国歳入税関庁] や UKBA [英国国境局] の対応に不満を覚えられた場合には、対応した職員もしくは事務所にその旨を伝えてください。それで問題が解決しない場合には、**Complaints Team** [クレーム対応チーム] への委託を依頼してください。

HMRC [英国歳入税関庁] や UKBA [英国国境局] では、他にも役に立つ情報を提供しています。

HMRC Factsheet 'Complaints' [英国歳入税関庁ファクトシート「クレーム」] : ホームページからアクセスできます。

UKBA Notice- 'How to Complain' [英国国境局通達-「苦情申し立て方法」] : ホームページからアクセスできます。

あなたに関する情報の使用について

HM Revenue & Customs [英国歳入税関庁] は、1998年度 Data Protection Act [データ保護法] のもとデータコントローラとなっています。当局では情報コミッショナーへの通知の中で定められた目的のため情報を所持しています。この目的の中には税金の査定や徴収、給付金の交付、防犯や犯罪の察知が含まれており、所持している情報をこのような目的で使用する場合があります。

当局はあなたに関する情報を他者から入手したり、他者に情報を提供する場合があります。法律上、以下を実施する目的でのみこれが許可されています。

- 情報の正確性の確認。
- 防犯や犯罪の察知。
- 公的資金の保護。

当局が受け取ったあなたに関する情報を、すでに当局が所持している記録と照らし合わせて確認することがあります。これにはあなたから提供された情報や政府機関、各当局、海外の諸税・関税管理局など他者から提供された情報が含まれます。法律で許可されない限り、当局が HM Revenue & Customs [英国歳入税関庁] の外部の者に情報を提供することはありません。より詳しい情報は www.hmrc.gov.uk をご覧ください。また Data Protection Act [データ保護法] については検索機能をご利用ください。

